

千葉県立袖ヶ浦高等学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、千葉県立袖ヶ浦高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は、事務局を袖ヶ浦高等学校内に置き、必要に応じ地区に支部を置くことができる。
- 事務局所在地（学校所在地）
〒 299-0257
千葉県袖ヶ浦市神納530番地
TEL 0438-62-7531 FAX 0438-63-8443

- 第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に協力することを目的とする。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は次のとおりとする。
- 1 本会の会員は、千葉県立袖ヶ浦高等学校の卒業生とする。ただし中途退学者も役員会の推薦により会員になることができる。
 - 2 特別会員は母校の現職員及び旧職員とする。

第3章 役員及び顧問

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|----|----|-----|----|----|-------------|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 3名 | 監事 | 2名 |
| 書記 | 3名 | 会計 | 3名 | 理事 | 各卒回毎に原則1名以上 |
- 支部を設置した場合は、支部毎に支部長1名、支部委員若干名を置くことができる。
- 第6条 役員は総会において次のとおり選出する。
- 第7条 役員は総会において次のとおり選出する。
- 1 会長、副会長、監事は総会において選出する。ただし、副会長のうち1名は学校長とする。
 - 2 理事、支部長、支部委員は会長が委嘱する。
 - 3 理事のうち若干名を学校職員から選出する。
 - 4 会計及び書記は役員会において選出する。ただし会計、書記1名は学校理事からこれにあてる。
- 第8条 役員は総会において次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表して会務を統理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
 - 3 理事は本会の会務を執行し、会計は本会会計の事務処理にあたり、書記は会議の議事の記録等本会の庶務を掌る。
 - 4 監事は会計の監査にあたり、その結果を総会に報告する。
 - 5 支部長は支部を代表して役員会に参加する。
 - 6 支部委員は支部内の会務にあたる。
- 第9条 本会に顧問若干名を置く。顧問は会長及び学校長が役員会に諮りこれを決定する。

第4章 会 議

- 第10条 本会の会議は総会及び役員会とする。
- ・本会の会議の議長は、会長の指名により会議に提案し、会議の承認により選出する。
- 第11条 本会は毎年1回定期総会を開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- ・定期総会は、毎年9月の第一日曜日に開催することを原則とする。
- 第12条 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。
- 1 役員を選出
 - 2 会則の変更
 - 3 予算の決定
 - 4 決算の承認
 - 5 その他重要な会務の決定
- 第13条 役員会は必要に応じて会長が招集し、会務の企画運営にあたる。
- 第14条 本会の議事は出席会員の過半数をもって決定し、賛否同数のときは会長がこれを決定する。

第5章 会 計

- 第15条 本会の経費は、会員の入会金のほか寄付金その他の収入をもってあてる。
第16条 入会金は3,500円とし、卒業時にこれを納入する。
第17条 本会は基金として毎年入会金の2分の1相当額を積立てる。基金は総会の承認を得なければこれを使用することはできない。
第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。（第1回卒業式 昭和54年3月10日）

附 則

この会則は、昭和57年8月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年9月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年9月2日から施行する。

千葉県立袖ヶ浦高等学校同窓会慶弔規程

この規程は、千葉県立袖ヶ浦高等学校同窓会会則附則に基づき、慶弔に関して必要事項を定めるものとする。

1 弔 事

会員死亡	申し出により	10,000円
役員死亡		10,000円
現職員死亡		10,000円

2 記念品

役員で特に功労のあった者の退任に際し、記念品を贈ることができる。

3 本会のために功労のあった者については、その都度協議。

4 特別の場合、その都度協議。

5 この規定において協議を必要とする場合は、会長、副会長に一任する。

附 則

この規程の改正は、役員会の承認による。

附 則

この規程は、昭和56年8月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月2日から施行する。